

# 仕 様 書

件 名 リネン交換及び居室清掃業務委託

1 履行場所 世田谷区立特別養護老人ホーム芦花ホーム  
住所：世田谷区粕谷 2-23-1

2 履行期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

3 履行内容

- (1) リネン交換 1 室につき週 1 回実施
- (2) 居室清掃 1 室につき週 1 回実施
- (3) ショートステイ環境整備 ショートステイ利用者退所後から次利用者入所前まで毎回。例外として 1 週間以上滞在する利用者の居室は作業する。

4 実施時間

体制は 1・2 階担当と 3・4 階担当の 2 名体制とし、午前 9 時から午後 3 時までの時間で実施する。1・2 階担当は午前 9 時から午後 1 時、3・4 階担当は午前 11 時から午後 3 時までとする。ただし 3・4 階担当者ショートステイの入退所対応のため週 3 回以上は午前 10 時からの勤務とする。またその日程は現場担当者勤務日前日までに相談し、確実に指示を受けること。

5 履行箇所

詳細は別紙芦花ホーム平面図参照

フロア／サービス区分	1人部屋	2人部屋	3人部屋	4人部屋	合計
1階／特養	12 部屋	3 部屋		1 部屋	22 床数
2階北／特養	13 部屋	2 部屋		1 部屋	21 床数
2階南／特養	14 部屋	3 部屋			20 床数
3階北／ショートステイ	13 部屋	2 部屋		1 部屋	21 床数
3階南／特養	14 部屋	3 部屋			20 床数
4階／特養	14 部屋	3 部屋			20 床数

6 注意事項

(1) 居室清掃・リネン交換

- ① 作業時、利用者がお休みされている場合は極力避けること。諸事情により実施せざるを得ない場合は現場担当者の指示を得る事。
- ② 清掃後、小物など居住者の所有品は、配置場所の現状復帰を行うこと。
- ③ 離床センサー、エアマット等、リネン交換時に現場担当者より設置を依頼された場合、受託者はこれを実施し報告をすること。現場担当者は報告後、設備配置の確認を行うこと。

## (2) その他

- ① ゴミは事業団の定める場所に廃棄すること。
- ② 感染症発生時期には現場担当者の指示に従い消毒作業を行うこと。

## 7 業務報告

従事者は、業務終了後にその結果をホーム担当者に報告し承認を受ける。なお、改善事項があれば従事者に指示する。従事者は適切に処理し、その経過と結果について、改めてホーム担当者に報告しなければならない。

## 8 負担区分

### (1) 事業団の負担

業務に必要な光熱水費および電話料金。

### (2) 受託者の負担

- ① 業務に必要な機械、用具、材料、消耗品。
- ② 業務中に生じた事故の責任のすべて、およびこれに要する一切の経費。
- ③ 業務中に、従事者が故意もしくは重大な過失によって、施設（建物・工作物・備品・什器類）に損害を与えた場合に、原状復帰に必要な一切の経費。

## 9 効力の保証

作業終了後、契約期間内において再度作業の必要が生じた時は再施工すること。ただし、これにかかる費用は受託者の負担とする。

## 10 支払方法

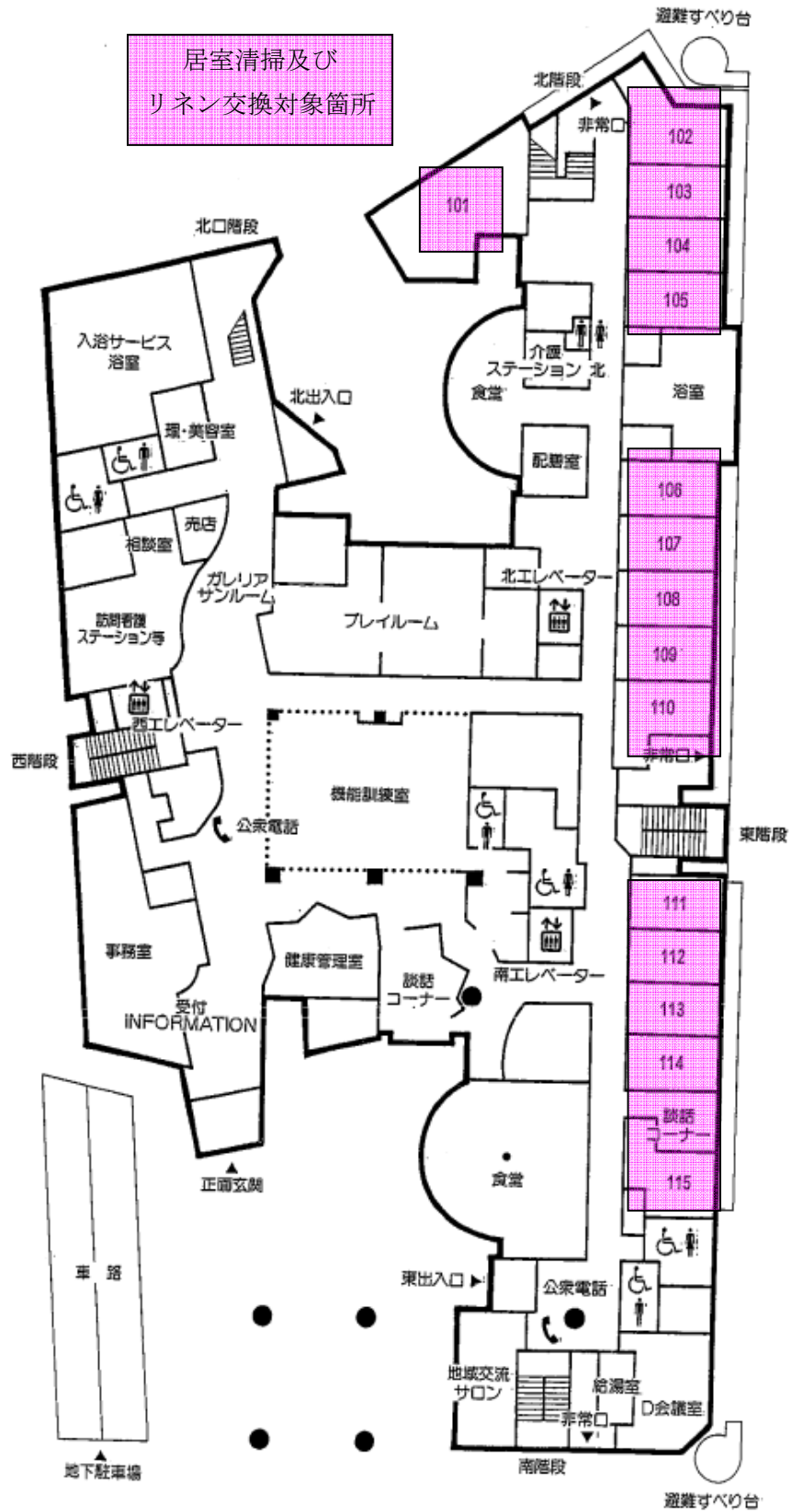
作業終了報告書を提出し、履行内容の検査終了後、請求に基づき支払う。

## 11 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、施設の運営に支障をきたさないように必要な事前の調整を行うこと。
- (2) 別紙「個人情報を取り扱う請負契約の特記事項」を遵守すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、その都度協議すること。
- (4) 契約期間満了1ヶ月前までに、その後の契約などについて双方で協議する。

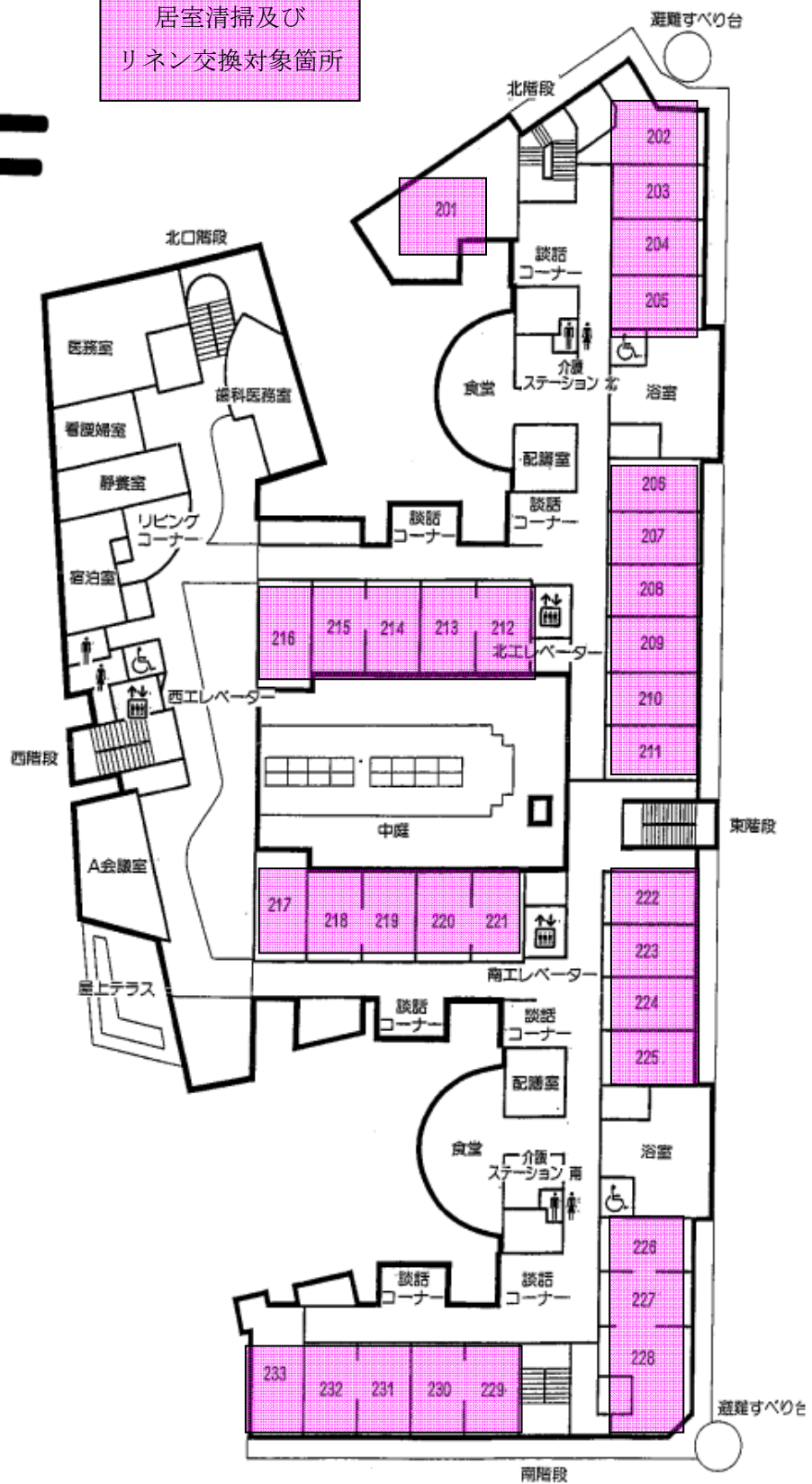
# 芦花ホーム館内図

# 1F



# 2F

居室清掃及び  
リネン交換対象箇所



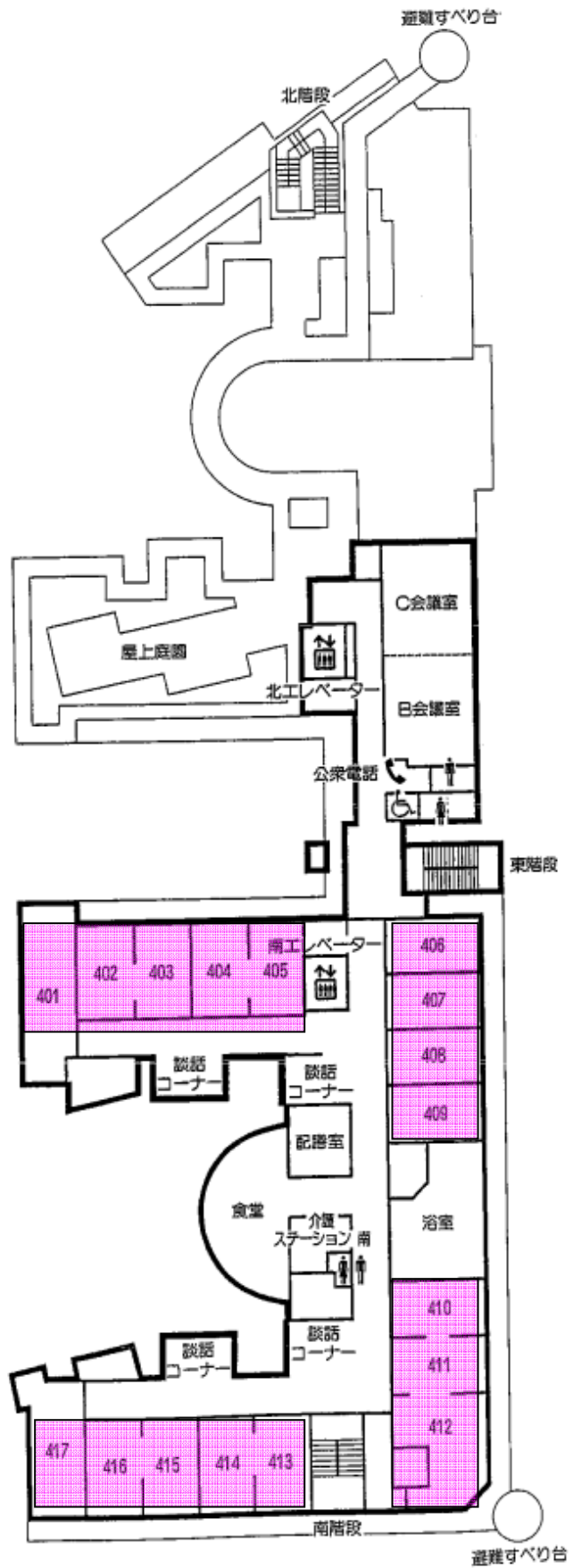
# 3F

ショートステイ  
環境整備対象箇所

居室清掃及び  
リネン交換対象箇所

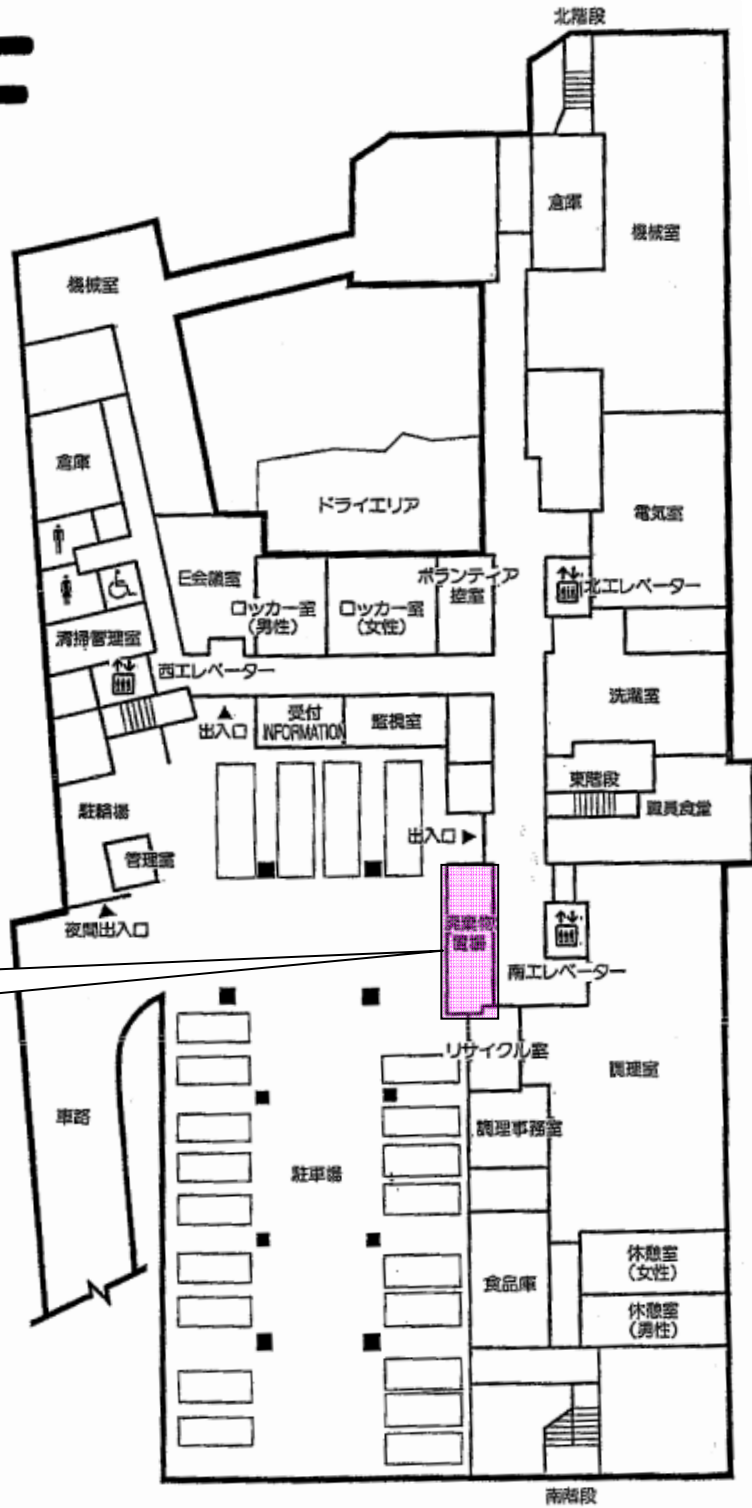


# 4F



居室清掃及び  
リネン交換対象箇所

# B1F



指定ゴミ捨て場所

